**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月二十五日

長野市新田町一一〇三番地一

信陽商事株式会社

代表取締役　三井　正喜

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月二十五日

名古屋市港区港楽一丁目二番三号

伊勢湾石油株式会社

代表取締役　神田　幸次

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月二十五日

名古屋市港区港楽一丁目二番三号

中部興産株式会社

代表取締役　神田　幸次

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である木藤公美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月二十五日

東京都港区南青山七丁目五番一二号ＴＳビルＢ

インターブレイン・コーポレーション

日本における代表者　木藤　公美

**限定承認公告**

本籍福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字遅沢六一七二番地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区白幡南町二九番四号

被相続人　亡　遠藤　柳子

右被相続人は平成二十三年九月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

神奈川県横浜市神奈川区白幡南町二九番四号

限定承認者　遠藤　学

**限定承認公告**

本籍大阪府羽曳野市羽曳が丘三丁目一六番五、最後の住所大阪府羽曳野市西浦四丁目一六五番地の二　三〇四

被相続人　亡　津村　隆

右被相続人は平成二十三年十一月二十五日頃死亡し、その相続人は平成二十四年六月四日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

神奈川県横浜市金沢区富岡東一丁目二六番一―八〇七号

相続財産管理人　津村　信孝

**限定承認公告**

本籍愛知県名古屋市港区稲永四丁目五一五番地、最後の住所愛知県名古屋市昭和区折戸町一丁目三番地　被相続人　亡　小島　鐵男

右被相続人は平成二十三年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

愛知県名古屋市天白区平針一丁目六〇一番地平針西住宅二棟七〇九号

限定承認者　小島　重幸

**限定承認公告**

本籍三重県四日市市山城町一七八五番地、最後の住所三重県桑名市多度町下野代九七二番地

被相続人　亡　服部　盛彦

右被相続人は平成二十三年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十三日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

三重県四日市市場町一五一三の一

相続財産管理人　杉山　妙子

**限定承認公告**

本籍和歌山県伊都郡高野町大字西富貴二三四番地、最後の住所奈良県五條市住川町九一番地の五六　被相続人　亡　田中　英明

右被相続人は平成二十三年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十三日奈良家庭裁判所五條支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

奈良県香芝市瓦口二三一五壱番館二階郷原法律事務所

相続財産管理人田中奈々

代理人弁護士　郷原　章裕

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000273/wg2x/

平成二十四年六月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

乃木坂ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

**訂正公告**

平成二十四年六月十一日（号外第一二六号）掲載の第六十期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年六月二十五日

東京都文京区本郷三丁目二七番一二号

世界長ユニオン株式會社

代表取締役　佐藤　一男

**訂正公告**

平成二十四年六月十八日（号外第一三一号）掲載の第五十一期決算公告（枠組）中、「流動負債　704,144」、「固定負債　497,894」とあるは「流動負債　571,514」、「固定負債　777,764」とあるは「固定負債　497,894」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十四年六月二十五日

東京都豊島区東池袋四丁目四一番二四号

田島メタルワーク株式会社

代表取締役　荒木　茂実

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 三四 | 上 | 一四 | 同条に | 同条中第七項を第八項とし、第六項の次に |
| 一一五 | 下 | 終りから一八 | 平成二年法務省令第二十七号 | 平成二十三年法務省令第四十四号 |

平成二十三年十二月二十六日（号外第二百八十号）法務省告示第五百八十二号（在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示）

（原稿誤り）

六〇ページ上段一九行目を削る。

六〇ページ上段一二行目と二一行目の間に次のように加える。

第八十一条の次に次の一条を加える。

平成二十四年四月六日（号外特第十三号）公布国土交通省令第四十三号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六〇ページ上段一二行目を削り、同条の次に次の一条を加える。

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）公布国土交通省令第三十六号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十四年四月一日（号外第八十二号）公布国土交通省令第四十二号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十四年六月四日掲載の東京家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第七〇七一五号相続権主張の催告中

（印刷誤り）

一一三八～九田生の場所関東田生の場所関東

（所大連市　所大連市）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十五日付第一三七号

二五六ページ●同日付政府調達第一一九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）